



第7次多治見市行政改革大綱

平成 25～28 年度

多 治 見 市

< 目 次 >

1	大綱策定の背景及び意義並びに取組姿勢	1
2	課題認識並びに基本方針（目標）、実施事項及び実施期間	2
3	実施内容	4
4	進捗管理	10
5	第7次行政改革大綱取組事業一覧	11
6	市有施設整備 短期・中長期方針	17
7	資料編	18

1 大綱策定の背景及び意義並びに取組姿勢

背景

社会環境や市民ニーズの多様化・複雑化・スピードアップへの柔軟性・機動性ある対応が求められている市政運営

厳しい財政運営

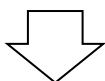
～ 膨らむ財政需要

(合併) 新市建設計画事業の総仕上げ、浸水対策、高齢者福祉等

～ 見込めない増収

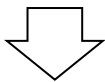
生産年齢人口減による税の減収

地方交付税の合併特例措置の縮小



意義

行財政運営が置かれている状況を打破すべく、「質と量」の視点による改革のエンジンを動かし続けるため、やるべきことを行政改革大綱としてまとめ、実行する



取組姿勢

策定した大綱への取組姿勢

スピード感を持った「検討と実行」

2 課題認識並びに基本方針（目標）、実施事項及び実施期間

主な課題認識

組織・人財

- 1 平成28年度末までに現在の管理職の46%が退職するという「大量退職」という状況が生じるため、技術伝承や次世代管理職の育成が急がれています。
- 2 技能労務正規職員の退職不補充という現方針により、非正規職員率50%超といった職場が生じています。技能労務職場における職員体制等について今後の方針を定める必要があります。
- 3 駅北公共公益施設（分庁舎）の平成27年1月供用開始に備えた行政組織の見直し検討が必要です。

市民満足度 業務改革

- 1 民生費の増大、新市建設計画の仕上げ等により厳しい財政運営が強いられます。
- 2 事務の効率化・合理化を図る必要があります。
- 3 市民サービス向上を図る必要があります。（ゼロ予算による市民満足度Up）
- 4 政策等について市民に理解していただけるよう、広報紙、ホームページ等で分かりやすく情報提供していく必要があります。
- 5 NPO法人、ボランティア団体等によるまちづくりについてあらためて考えます。

市有不動産 （土地・施設）

- 1 本市には、昭和56年（1981年）に耐震基準が大きく改正された「新耐震基準」以前の1960・1970年代に建設された施設が多くあります。これらの施設は耐震性能が低く、また、同時期に老朽化しますので、今後、耐震補強や維持・長寿命化に大きな費用が生じます。
- 2 財源確保や維持管理経費を軽減するよう市有地をより有効に活用する必要があります。

実施期間：平成25年度～28年度の4年間

実施期間において早期実施が有益な場合は、可能な限り早期の実施に努めます。

基本方針（目標）

短期・中長期的な視点で組織、人財等が抱える課題を解決するよう制度を見直したり、方針・改善策を立てて取り組みます。

- 1 「スピードと正確性の更なる向上」と「市民満足度の更なる向上」を目指して『5S実践（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）』に取り組み、定着させます。
- 2 5Sの考え方により市民サービスや業務改革・事務事業見直しに取り組みます。

5S
実践

- 1 最適な状態（コスト最小・効果最大）の保有・運営・維持をする方針や体制づくりをします。
- 2 市有不動産を活用し、政策実現や税外収入確保に取り組みます。

実施事項

- 1 行政組織等の見直し
- 2 事務職員、技術職員の業務体制の見直しと専門性の確保
- 3 技能労務職の業務体制の見直し
- 4 学校給食調理の業務体制の見直し
- 5 保育園給食調理の業務体制の見直し
- 6 定員適正化計画（第4次）の策定

- 7 事務事業の見直し
- 8 業務改革
- 9 使用料等の見直し
- 10 補助金の見直し
- 11 指定管理者制度運用の改善
- 12 広報のあり方
- 13 市と市民活動団体・NPO等の連携
- 14 休日開庁等の実施

- 15 中長期的・分野横断的な視点による業務体制やデータベースづくり
- 16 施設の短期・中長期方針づくり
- 17 市有不動産を有効活用する当面の具体的な取組

（参考）

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
第6次総合計画（前期）			第6次総合計画（後期）				第7次総合計画（前期）			（後期）	
第6次行政改革				第7次行政改革				第8次行政改革			

3 実施内容

1 組織・人財

(1) 行政組織等の見直し

行政組織・事務分掌について次の項目について検討し、必要に応じて見直します。

- ① 駅北公共公益施設（分庁舎）の整備に伴う部・課の再編
- ② 保健センターの駅北公共公益施設への移転を機に、位置づけの整理
- ③ 駅北区画整理地内 27 街区市営立体駐車場整備を機に、市営駐車場の設置目的、政策との関係性、料金制度、事務分掌等の整理

(2) 事務職員、技術職員の業務体制の見直しと専門性の確保

本大綱を策定する上で、福祉、情報等の事務分野についてのケーススタディを通じて、職員のあり方を検討する上での視点を3点にまとめました。この視点により分野ごとの方針を検討しまとめます。

ア 3つの視点

(ア) 専門性の確保

職員数が減少する一方で、業務内容はより高度に、よりスピード感が求められています。様々な職場を経験した行政全体を見渡せる職員（ゼネラリスト）の育成を目指す一方で、行政サービスの質を保つために、資格・実務経験が求められる業務分野等において、専門性の確保が必要です。

(イ) 年齢構成

業務分野によって、職員の年齢構成が不均衡であり、知識や技術の継承がスムーズに行えないという問題を抱えています。

(ウ) 正規職員・非正規職員（嘱託員・臨時職員）の役割

正規職員数が減少するにつれ、嘱託員や臨時職員の非正規職員数は増加している。改めて、正規職員の役割と、非正規職員の担える業務範囲を検討します。

イ 実施内容

(ア) 正規職員が担うべき業務、非正規職員での対応（一部業務の委託化・嘱託化）が可能な業務について検討します。コスト、サービス水準、危機管理等の観点で直営と委託との比較を行います。

(イ) 嘱託員の採用を専門性の確保策の1つとして捉え、任用制度の見直しを検討します。業務体制において嘱託員の執務内容、責務等を充実させる必要があり、現行の嘱託員に関する制度と運用について次のような観点で大幅な見直しをします。

- ① 人財確保策（業務相応の報酬（資格保有、相場並）、年齢と雇用期間等）
- ② 勤務時間

③ 責務

(ウ) 正規職員の専門性が必要な分野について、ローテーション期間に柔軟性を持たせたり(※)、特定分野のスペシャリスト育成等、本市の実状にあった制度・ルールを策定します。

※ 入庁後10年程度は3～4年のスパンで異動し、複数職場での経験・知見を得ます。中堅職員は必要に応じて引継ぎのためのラップ期間を設けることで技術力の保持、専門性の確保に努めます。

(エ) 産休等により人員が不足する場合には、正規職員の任期付採用を行います。

(3) 技能労務職の業務体制の見直し

3つの視点により、各分野における職員体制のあり方(委託、嘱託員・臨時職員化、退職補充)を詳細に検討し、方針をまとめます。中長期的な視点で見て、必要に応じて正規職員を退職補充することとします。

なお、学校給食調理及び保育園調理の業務体制の見直しについては、本大綱策定段階で次の(4)(5)のように方針をまとめました。

ア 3つの視点

① 直営と委託化の比較検討

正規職員の減少、高齢化等への対応策として新たな業務の担い手を検討します。

② 技能労務職退職不補充の見直し

退職不補充の方針により、職員は年々高齢化しています。直営が必要な業務については、業務の性質上、安全面や体力面で支障が出る可能性がある場合など必要に応じて正規職員を採用します。

③ 嘱託員の配置

委託の検討と同様に、正規職員以外の人財の確保策として処遇のあり方を含めた嘱託員の配置を検討します。

イ 方針のパターン

直営(一部委託)	正規職員を配置し、一部を業務委託に出す。
直営(一部嘱託)	正規職員を配置し、一部を嘱託化する。
全面委託	業務全体を委託する。
臨時職員	業務全体を臨時職員が担う。
その他	具体的な方針の策定は今後実施する。

(4) 学校給食調理の業務体制の見直し

ア 現行の「単独校・隣接校及び共同調理場」体制から「単独校・隣接校・近接校」体制に段

階段的に移行していきます（移行完了目標：平成 35 年度）。そして、市域を三つのエリア（北・中央・南）に区分し、南エリアを直営方式とし、北・中央エリアは委託方式とします。

イ 段階的に移行していく中で、直営調理場の職員に新たに嘱託員を加え、新たな職員体制（正規職員＋嘱託員＋臨時職員）へと移行します。

(5) 保育園給食調理の業務体制の見直し

直営保育園の給食調理の職員に新たに嘱託員を加え、段階的に新しい職員体制に移行します。

(6) 定員適正化計画（第 4 次）の策定

各種業務体制の見直し方針を反映させた定員適正化計画を策定します。

2 業務改革・市民満足度

(7) 事務事業の見直し

市民ニーズ、社会状況の変化等により不要不急となった事務事業を洗出し、縮小、見直し及び廃止をします（計 63 事業）。縮小事業、廃止事業全体で平成 25 年度から平成 28 年度までの 4 年間で 5 千万円の削減を目標とします。

（内訳）縮小事業 8 件／見直し事業 45 件／廃止事業 10 件 …… 11 ページ参照

(8) 業務改革

市民サービスの向上、内部共通業務の簡素化、集約により効率化等を図ります。

全 18 件 …… 14 ページ参照

(9) 使用料等の見直し

使用料、手数料等について、受益と負担を考慮し総合的に見直します。減免制度についても見直します。

(10) 補助金の見直し

補助金について、政策的必要性及び効果の観点から包括的に見直します。

(11) 指定管理者制度運用の改善

指定管理者制度による公の施設の管理・運営について検証したところ、概ね適当であると総

括しました。これまでの運用における課題点を踏まえ、より良い制度運営に向けて必要な検討をします。

ア 選定方法の検討

現在行われている選定方法について、文化施設等で行われている方法に統一すべく検討します。

イ 総合評価の方法の検討

評価結果を合理的・客観的なものとするため、現在の総合評価の方法を配点方式(点数の積上方式)とするよう検討します。(現在は、6つある評価項目を総合的に勘案して全体的な評価を出す方式)

ウ 選定・評価委員会委員の見直し

指定管理者又は応募団体と関係がある者を委員としないなど委員構成について見直します。

エ 公募によらない指定管理者候補団体の選定の判断基準づくり

公募によらない指定管理者候補団体を選定する上での合理的な理由(*)の適用判断基準をつくります。

* 多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第2条第3項規定

(12) 広報のあり方について

政策の実現に向けた取組や報告等に関する情報提供を含めた「広報」が、市民により伝わりやすい内容となるよう取り組みます。

ア 広報マニュアルの作成、研修会の実施など職員の意識・スキルをより一層高めます。

イ 双方型のコミュニケーションツールの活用など、広報の情報発信手段や仕組みについて検討し実施します。

(13) 市と市民活動団体・NPO等の連携について

市民活動団体・NPO等に委託・協働により公共サービスの一部を担ってもらうことを目的とした連携についての方策を検討します。

ア 連携マッチングのモデルケースをつくり広げていきます。

イ 提案型制度などの新たな制度に向けた調査研究及びまちづくり活動補助金制度運用を改善します。

(14) 休日開庁等の実施

駅北公共公益施設(分庁舎)のオープン(平成27年1月予定)を機に、市民窓口サービスを向上させます。

ア 戸籍・住民登録関係等の窓口業務を休日にも行います。

イ 戸籍・住民登録関係、保険・年金関係等の証明書等の発行や簡易な手続きの窓口を総合化し、分かりやすくします。

3 市有不動産（土地・施設）

(15) 市有不動産の有効活用に向け、分野横断的な視点によるデータベースや業務体制づくりをします。

ア データベースづくり

- ① 全庁で共有できる地図情報を活用した市有地台帳を整備します。
- ② 市有施設の整備・維持に関する情報を一元的に管理するため、施設の保全情報台帳を整備します。

イ 市有不動産を最適な状態（コスト最小・効果最大）で保有・運営・維持することを推進できる業務体制を検討します。

現在各部署が所管している施設等の市有財産について、将来を見据えた中長期かつ分野横断的な視点で計画・整備・運営・管理していくために、ファシリティマネジメントに関する基礎データ管理～調査研究～検討～実行といった具体的な取組に適した業務体制づくりを検討し、方針をまとめます。

(16) 施設の短期・中長期方針づくり

市有施設の効率的な運営を目指し、市有施設検討方針をもとに中長期的な整備・更新計画を策定し、それに基づいた戦略的な保有・運営・維持を行います。

ア 個別の市有施設について検討する上での共通した方針を次のとおりとします。

市有施設検討方針

- 1 設置目的や必要性（ニーズ）が時勢にそぐわない市有施設は機能の廃止を検討します。機能の廃止後も利用に耐える建物については、他用途への活用を検討します。
- 2 施設が更新時期を迎えた場合、社会状況の変化、住民ニーズの変化、財政状況等を踏まえた施設維持の可否を決定し、統廃合を検討します。
- 3 継続して使用する市有施設は、耐震性や避難の安全性の観点から適切な修繕や改修を行い長寿命化を図ります。
- 4 新設や建替えをする場合は、地域の拠点となる複数の機能を有する施設へシフトします。（複合施設化）
 - (1) 公民館、児童館、地区事務所等の機能は地域ごとに集約します。
 - (2) 地域ごとに設置する必要がない施設は、同種施設での統合を検討します。
- 5 市有施設を建替える際は、費用対効果や将来の維持補修に係る経費を考慮するとともに、立地の利便性や少子高齢化社会への対応等の社会的要因による視点、別用途への可変性を含めて検討します。

- イ 長寿命化、更新、統廃合等について、施設群ごとに短・中・長期の方針をまとめ、これに基づき検討・実施します。 施設群ごとの方針・・・17ページ参照

(17) 市有不動産を有効活用する当面の具体的な取組

- ア 市有地・市有施設を、市の施策の反映、市の活性化及び収入確保につながる方策に取り組みます。具体的な取組の一つとしては、太陽光発電設備設置のための、民間業者への市有地の貸し出し、市有施設の「屋根貸し」事業に着手します。
- イ 市の活性化に繋がる市有地有効活用のため、民間事業者からの市有地土地活用提案に柔軟に対応できるような手法を検討し、方針をまとめます。
- ウ 売却可能な資産を洗い出し、住宅地を主とした公売や駐車場等としての貸付けを実施します。
- エ 市有地の維持管理費用を抑制する方法を研究します。

4 進捗管理

本大綱を確実に推進していくため、計画策定（Plan）、実施・実行（Do）、点検・検証（Check）、処置・改善（Action）のサイクルのもと取り組んでいきます。

（１）推進体制

- ア 総合計画と行政改革を一体的に管理するため、総合計画ヒアリング実施時に行政改革ヒアリングを同時に実施します。
- イ 予算要求内容の確認や各課から提出される実行計画シートのチェックを行います。

（２）進捗状況の報告・公表

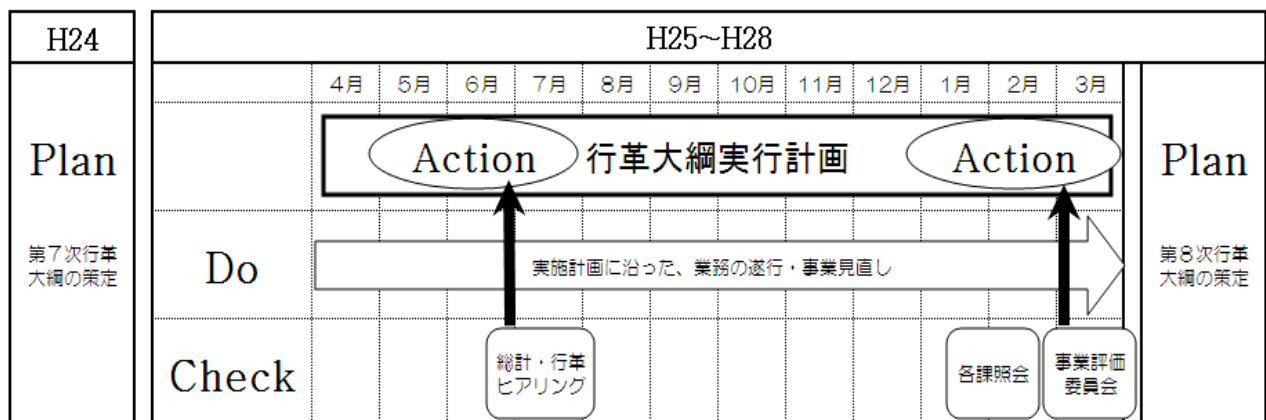
「事業評価委員会」に毎年度の進捗状況を報告するとともに、市ホームページ等により市民に分かりやすい形で公表するなど、説明責任を果たします。



（３）実施内容の改善

事業評価委員会からの意見や社会状況の変化等により、取組内容に変更が必要な場合は、毎年庁内各課に照会をかける実行計画の中に変更内容を明記することとします。大きな方針の転換等については、行革推進本部会議を開催し、全庁的な意思決定を行ないます。

1年間の取組 PDCA サイクル



5 第7次行政改革大綱取組事業一覧

I 組織・人財

NO.	事業名	新規項目	担当課	内容
1	駅北公共公益施設整備に伴う行政組織等の見直し	○	企画防災課	駅北公共公益施設の整備に伴う行政組織・事務分掌の見直しを行います。
2	事務職員、技術職員の職員体制の見直しと専門性の確保	○	人事課	嘱託員制度の見直しを含む、専門性の確保策を含めた職員体制のあり方を検討します。
3	技能労務職の職員体制の見直し	○	人事課	これまでの退職不補充の方針を一部見直し、技能労務職場のあり方について方針をまとめます。
4	学校給食調理の業務体制の見直し	○	教育総務課	学校給食調理の業務体制の見直し方針に従って、今後の取組内容を整理します。
5	保育園給食調理の業務体制の見直し	○	子ども支援課	「事務職員、技術職員等の職員体制の見直しと専門性の確保（事業NO.2）」の検討に基づいて、保育園給食調理の業務体制を見直すための方針をつくります。
6	定員適正化計画（第4次）の策定	○	人事課	各業務分野の委託化、嘱託化を含めた職員体制のあり方について検討し、その方針に基づいた新たな計画を策定します。

II 業務改革・市民満足度

(1) 事務事業見直し（廃止）

NO.	事業名	新規項目	担当課	内容
7	不動産取引講習会負担金	○	開発指導課	庁内、他機関の研修を活用することとし、不動産取引講習会負担金を廃止します。
8	グリーン購入ネットワーク年会費	○	環境課	グリーン購入ネットワークへの参加を取り止めます。
9	笠原クリーンセンターの閉鎖（受入中止）	○	環境課	将来の貴重な埋立処分場として確保するため、埋立ごみ、資源等の受入を中止する時期と焼却施設の取り壊し時期を検討し方針を決めます。
10	誘致企業との情報交換会	○	企業誘致課	誘致企業との情報交換に係る経費を見直します。
11	実践論文教育長賞の副賞	○	教育研究所	副賞を廃止します。
12	奨学資金貸与事業		教育総務課	他の奨学金制度があるため、段階的に縮小、廃止します。
13	高齢者能力開発研修センター管理運営事業		高齢福祉課	公の施設「高齢者能力開発研修センター」を廃止します。また、シルバー人材センターへの事業委託、補助制度について検討し方針を決定します。
14	勤労者住宅資金預託金の見直し		産業観光課	利用状況や民間金融機関のサービスを鑑み、事業を廃止します。
15	インターネット公売事業	○	総務課	市有地のインターネット公売については、取り止めます。
16	熱中症注意情報の提供	○	保健センター	気象データを活用した注意情報に切り替え、熱中症指標計を廃止します。

(2) 事務事業見直し(縮小)

NO.	事業名	新規項目	担当課	内容
17	防災携帯電話	○	企画防災課	防災携帯電話の必要台数を見直します。
18	国民保護協議会	○	企画防災課	効率的な委員会運営ができるように、委員の構成や人数を見直します。
19	健康器具の購入		高齢福祉課	新規購入を凍結し、かさはら福祉センター及び総合福祉センターの設置台数を3分の2程度に縮減します。
20	地方公会計改革支援業務委託	○	財政課	支援を受ける業務内容のポイントを主に‘資産台帳の作成’にシフトする委託内容に見直します。
21	笠原地区の産業振興各種補助金		産業観光課	タイル館における事業内容を踏まえて、笠原地区の産業振興各種補助金の見直し・縮減を行います。
22	代替用臨時職員雇用対策事業補助 職員待遇改善事業費補助	○	子ども支援課	補助額を見直します。
23	各種負担金(国土等建設改良促進事務費)	○	道路河川課	同盟会の整理統合について、構成自治体に提案するとともに、加入を継続する効果を再検討します。 <ul style="list-style-type: none"> ・国道19号・21号改修促進期成同盟会負担金 ・国道248号バイパス線新設促進期成同盟会負担金 ・多治見・白川線道路改良促進期成同盟会負担金 ・多治見・犬山線道路改良促進期成同盟会負担金 ・岐阜県市町村道整備促進期成同盟会負担金 ・東海環状自動車道中東濃地域建設促進協議会負担金 ・岐阜県国道協会負担金 ・岐阜南部横断ハイウェイ整備促進期成同盟会負担金
24	各種負担金(河川総務事務費)	○	道路河川課	加入を継続する効果を再検討します。 <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県河川協会負担金 ・岐阜県砂防協会負担金

(3) 事務事業見直し(見直し)

NO.	事業名	新規項目	担当課	内容
25	結婚相談	○	くらし人権課	民間事業者との共催、民間事業者への事業移行など市事業としてのあり方を見直します。
26	下水道事業の公営企業化		下水道課	下水道事業の公営企業会計化について定期的に検討します。
27	建築行政会議	○	開発指導課	建築行政会議の出席方法を見直します。
28	アスベスト含有調査費助成金	○	開発指導課	吹き付けアスベストの含有調査の補助メニューをPRし、利用促進を図ります。
29	焼却場管理運営及び廃棄物処理施設の管理に伴う講習会、資格取得	○	環境課	業務上必要を鑑み、受講すべき講習会を精査します。
30	狂犬病予防注射	○	環境課	実施場所を統合し、巡回事務の効率化を図ります。
31	新エネルギー設備導入補助金	○	環境課	これまでの実績を検証し、社会情勢にあった補助制度となるように見直します。
32	生ごみ減量化及び堆肥化促進事業補助金	○	環境課	これまでの生ごみ処理容器及び生ごみ処理機購入補助対象者へのアンケートを実施し、生ごみ減量化の方策について検討します。
33	わかりやすい予算書	○	企画防災課	予算・決算に関する他の資料の内容と整理し、構成・作成方法を見直して編纂の効率化を図ります。
34	東海環状都市地域交流連携推進協議会	○	企画防災課	今後の協議会活動のあり方について検討するよう、協議会構成市の担当者会議に提案します。

NO.	事業名	新規項目	担当課	内容
35	自主防災活動マニュアル	○	企画防災課	自主防災活動マニュアルの作成方法を見直します。
36	多治見市ブロック塀等除去補助金	○	企画防災課	補助制度のあり方について検討し、それに基づき見直します。
37	社会科副読本	○	教育研究所	大改訂の周期を3年から4年に変更します。
38	体力向上推進情報誌	○	教育研究所	市広報紙を活用することで、情報誌の発行回数を削減します。
39	おもしろ講座	○	教育研究所	費用対効果の検証及び今後の展開を検討し、それに基づき見直します。
40	笠原一貫教育リーフレット	○	教育推進課	広報や指定管理者が発行する地域情報誌を活用した広報に切り替えます。
41	民間空き住宅活用に係る家賃補助事業	○	建築住宅課	補助内容を検証します。
42	多治見市宅老所運営等補助金	○	高齢福祉課	宅老所のあり方と支援制度を検討します。
43	地域支え合い体制づくり事業の推進体制や支援のあり方	○	高齢福祉課	地域支え合い体制づくり事業の推進体制や支援のあり方を検討し方針を決定します。
44	東京ドームでのテーブルウェアフェスティバルの関わり方		産業観光課	フェスティバルへの職員の関わり方を見直します。
45	文化工房の賃料の協議		産業観光課	文化工房、PRセンターの賃料の見直し及びたじみ創造館の今後について、中小企業基盤整備機構と協議をします。
46	多治見市PRセンターの賃料の協議		産業観光課	文化工房、PRセンターの賃料の見直し及びたじみ創造館の今後について、中小企業基盤整備機構と協議をします。
47	地場産業貿易振興		産業観光課	費用対効果の検証結果を活用し、補助対象者との連携による補助効果の一層の増大を図ります。
48	農業祭の運営方法		産業観光課	農業祭の運営方法等についてJAと協議し、見直します。
49	小口融資制度		産業観光課	利用実績の検証及び他市の事例の研究に基づき今後の制度のあり方について検討し、方針を決めます。
50	やきもの産地交流連携推進協議会負担金	○	産業観光課	成果を検証し、今後の協議会のあり方を検討するよう担当会議に提案します。
51	多治見フィルムエンジン・フィルムコミッション	○	産業観光課	効果の検証及び事業のあり方を検討し、方針を決めます。
52	勤労者生活安定資金預託金		産業観光課	今年度以降、同融資制度の周知・PRを行った上で利用実態などを踏まえ、継続か廃止かを判断します。
53	陶磁器ギャラリーショールーム等整備事業	○	産業観光課	地区ごとの整備状況を勘案し、事業のあり方を見直します。
54	多治見市情報センター	○	情報課	施設や設備などの処分について担当官庁と相談するなど、施設や事業のあり方について検討します。
55	ひとり親家庭への自立促進事業		子ども支援課	事業内容を精査し、次期指定管理者の公募において仕様書に反映させることで就労・自立支援に即したものとなるよう見直します。
56	保育園評価機関委託		子ども支援課	保育園の第三者評価の方法を見直します。
57	事業の連携・整理	○	子ども支援課 保健センター	(公共公益施設において保健センターと子ども支援課は同フロアに設置される予定となっていることから、)保健センター及び子ども支援課における事業のさらなる連携・整理を行います。

(3) 事務事業見直し(見直し)

NO.	事業名	新規項目	担当課	内容
58	セラミックパーク美濃への職員派遣		人事課 産業観光課	セラミックパーク美濃への職員派遣について引き続き協議します。
59	土岐川観察館のあり方		道路河川課	市外出張講座の有料化など収入確保策について指定管理者と検討します。
60	市民意識調査にかかる委託料	○	秘書広報課	市民意識調査にかかる委託料のうち、印刷製本に係る部分を見直します。
61	地区懇談会のあり方	○	秘書広報課	地区懇談会のあり方を検証し、効果的な広聴の仕組みを構築できるよう運営方法を見直します。
62	福祉教育読本の出版間隔		福祉課	2種類の福祉教育読本(小学生用「わたぼうし」、中学生用「ひろがる!」)の改訂時期を揃えることで事務の効率化を図ります。
63	姉妹都市中学生相互派遣事業		文化スポーツ課	事業の効果、必要性の検証を行い、姉妹都市中学生相互派遣事業のあり方について検討し、方針を決めます。
64	各種スポーツ事業のレクリエーション傷害保険	○	文化スポーツ課	自治会主催スポーツ事業への傷害保険料の市負担については、継続事業に対しては一定期間後に市負担を終了し、新規事業に対しては一定期間は市負担を行います。
65	予防接種における定期接種の本人負担	○	保健センター	新たに定期接種メニューが増えることを機に本人負担について検討し、方針を決めます。
66	街頭消火器設置事業	○	予防警防課	初期消火活動に役立てられるよう、街頭消火器設置について周知徹底します。
67	AED活用体制の強化	○	予防警防課	AEDの保守管理をチェックすべく、施設管理者に対して講習会等を行います。
68	公園施設の効率的な管理		緑化公園課	愛護会など地域による公園管理体制の整備促進を図ります。
69	ラジオ番組等制作費		秘書広報課	ラジオ番組等制作費を費用対効果の面から見直します。

(4) 業務改革

NO.	事業名	新規項目	担当課	内容
70	業務の正確性、スピードの更なる向上に向けた5Sの徹底	○	人事課	①執務室の整理整頓を徹底します。 ②執務室、炊事場を清掃します。 ③来庁者への挨拶を徹底します。 ④身だしなみを整えます。 ⑤文房具、住宅地図等の消耗品を集約します。
71	職員の市民対応能力の向上	○	人事課	①対応困難事案への対応など、職員の対応能力の向上に向けた取組を進めます。
72	メール、名刺の裏面を利用したイベント等の積極的なPR	○	秘書広報課	本市の積極的なPRのため、 ①職員の外部送信メールに市のイベント等の情報(URL)を記載します。 ②名刺裏面に多治見市の観光案内等を掲載します。
73	岐阜県統合型GISの活用	○	情報課	①岐阜県統合型GISの利活用が十分でないことから、岐阜県統合型GISの市民向け情報の充実及び活用を図ります。
74	庁内案内表示の見直し	○	総務課	①フロア案内、AEDの表示など、庁内の案内表示がより分かりやすいものとなるよう検討します。
75	市民に分かりやすい言葉による説明	○	総務課	①各種印刷物等で使用する言葉を見直し、市民に分かりやすいものとしします。
76	市ホームページへの評価・意見欄の設置	○	秘書広報課	①市ホームページの見直しに役立てるため、評価・意見欄を設置します。

NO.	事業名	新規項目	担当課	内容
77	新たな広告事業の検討	○	五大プロジェクト建設事務局	①市有施設等の建設現場に設置される仮囲いの活用など、新たな広告事業について検討します。
78	電気料金の削減	○	総務課 環境課 道路河川課	①市有施設に施設内使用電力を監視、制御するためのシステムの導入を検討します。 ②電力小売市場における市場競争のメリットを生かして、電力事業者の選定を行ないます。 ③市道街路灯を消費電力の少ないLED照明に順次切り替えます。
79	旅行命令の見直し	○	人事課	①定例的又は近隣への軽易な出張にかかる旅行命令の簡素化に向けて進めます。
80	出勤簿、休暇届、時間外勤務簿等の人事課への提出様式の電子化の検討	○	人事課	①出勤簿、休暇届、時間外勤務整理簿等の人事課への提出様式の電子化について、人事給与システムの更新（H27実施予定）の中で検討します。
81	公用車の諸課題の解決	○	総務課	①グループウェアの施設予約の活用による専用車（総務課）使用申請書の一部廃止に向けて進めます。 ②公用車の代替手段として、電動アシスト付自転車等を導入します。 ③公用車の借用の改善に向けて検討します。
82	事務専決の見直し	○	企画防災課 財政課	①事務専決規則を見直します。 ②事業施行同を必要とする条件を検討します。 ③契約審査委員会への付議要件を検討します。 ④支出負担行為兼命令書の適用範囲を検討します。
83	事業施行同の添付資料の簡素化の検討	○	財政課	①事業施行同の添付資料（環境、内水、コスト削減の各チェックシート、チェックリスト）を点検し、簡素化を進めます。
84	市道の舗装補修の合理化の検討	○	道路河川課 下水道課	①下水道施設、道路施設の効率的な舗装補修に向けて、関係課で検討します。
85	水道部の再編の検討	○	水道課 下水道課	①水道部における給水、排水検査、料金、施設管理等の合理化に向けた組織、人員配置などについて、分庁舎における機構改革の検討とあわせて検討します。
86	備品台帳の電子化の検討	○	会計課	①各課の備品管理の効率化のため、備品台帳の電子データを提供することについて検討します。
87	独自EMSの監査方法及び進行管理方法の見直し	○	環境課	環境意識が高まってきたことから、監査及び進行管理調査の実施頻度を見直します。

（５）使用料・補助金の見直し／指定管理者制度運用の改善

NO.	事業名	新規項目	担当課	内容
88	使用料等の見直し	○	財政課	使用料、手数料等について、受益と負担を考慮し総合的に見直します。
89	補助金の見直し	○	財政課	補助金について、政策的必要性及び効果の観点から包括的に見直します。
90	指定管理者制度運用の改善	○	企画防災課	これまでの運用における課題点を踏まえ、より良い制度運営に向けて選定方法、総合評価の方法、選定・評価委員の見直し等について検討します。
91	広報のあり方	○	秘書広報課	必要な情報が効果的かつ分かりやすく伝えられる広報とするよう、職員の意識・スキルの向上及び広報の情報発信手段や仕組みについて検討し実施します。
92	市と市民活動団体・NPO等の連携マッチングのモデルケース	○	くらし人権課 企画防災課	市と市民活動団体・NPO等の連携マッチングのモデルケースをつくり広げていきます。
93	市と市民活動団体・NPO等の連携についての新たな制度づくり	○	くらし人権課	提案型制度などの新たな制度に向けた調査研究及びまちづくり活動補助金について見直します。
94	休日開庁の実施	○	企画防災課	駅北公共公益施設のオープンを機に、住民登録関係等の窓口業務を休日にも行います。
95	証明書発行、手続き等の窓口の総合化	○	企画防災課	戸籍・住民登録関係、保険・年金関係等の証明書等の発行や簡易な手続きのため、窓口を総合化し、わかりやすくします。

Ⅲ 市有不動産

NO.	事業名	新規項目	担当課	内容
96	公有財産台帳の整備		総務課	公有財産台帳の整備を進め、普通財産を有効利用する方策を調査研究し、それにより見直します。
97	施設保全情報台帳（建物カルテ）の整備	○	総務課	市有施設の整備・維持に関する情報を一元的に管理するため、施設の保全情報台帳を整備します。
98	市有不動産を有効活用するための体制	○	企画防災課	市有不動産を最適な状態で保有・運営・維持することを推進できる業務体制について検討し、方針をまとめます。
99	市有施設の長寿命化、更新、統廃合等に関する中・長期のあり方の引き続きの検討	○	企画防災課	市有施設の長寿命化、更新、統廃合等について、施設群ごとに中・長期の方針をまとめ、これに基づき検討・実施します。
100	図書館の設置方針	○	文化スポーツ課	各館（本館、分館及び子ども情報センター）の役割、設置数、統合等の観点・可能性から今後の設置方針をまとめます。
101	笠原中央公民館（アザレアホール）の機能縮小	○	文化スポーツ課	アザレアホールの機能縮小に向けて、調整を行います。
102	産業文化センターの今後のあり方	○	産業観光課	利用の半数程度が市役所の利用であるため、駅北公共公益施設オープン後の利用状況によってあり方を検討します。
103	笠原消防会館の貸館機能の廃止	○	文化スポーツ課	笠原消防会館の貸館機能を廃止し、機能廃止後は消防機関の行政財産として有効活用します。
104	さわらび学級の建物の老朽化への対応策	○	教育推進課	施設の老朽化が進んでいることから、建物のあり方について検討し、移転等の方針及び時期を決定します。
105	発達支援センターなかよし・ひまわりの今後の整備方針	○	子ども支援課	発達支援センターの老朽化対策や統合について検討します。
106	公民館等を集約した地域拠点施設のあり方	○	文化スポーツ課	公民館、地区事務所、児童館、その他の福祉施設等を集約化した地域拠点施設のあり方を検討し方針をまとめます。
107	幼稚園・保育園の設置・運営方針		子ども支援課	「子ども園化・指定管理者制度・統合・民間譲渡」といった市立幼稚園・保育園の設置・運営のあり方を検討し方針をまとめます。
108	勤労者センターの廃止		産業観光課	施設の利活用を検討したうえで、勤労者センターの機能を廃止します。
109	勤労青少年ホームの廃止		産業観光課	青少年ホームの機能を廃止します。
110	滝呂テニスコートの廃止	○	文化スポーツ課	滝呂テニスコートを廃止します。
111	余裕教室の転用による学校財産の有効活用		教育総務課	余裕教室の新たな有効活用の方法を検討し、導入します。
112	太陽光発電設備設置のための「屋根貸し」事業	○	環境課	太陽光発電設備設置のための、民間業者への市有地の貸し出し、市有施設の「屋根貸し」事業に着手します。
113	市有地有効活用のための手法の検討	○	総務課	市の活性化に繋がる市有地有効活用のため、民間事業者からの市有地土地活用提案に柔軟に対応できるような手法を検討し、方針をまとめます。
114	売却可能な資産の洗い出し及び貸付	○	総務課	売却可能な資産を洗い出し、住宅地を主とした売却や駐車場等としての貸付を実施します。
115	市有地の維持管理費用の見直し	○	総務課	市有地の維持管理費用を抑制する方法を研究します。

6 市有施設整備 短期・中長期方針

施設 ※施設名横の数字は建築年 ※ ○ 内は施設数	●質的側面 ○量的側面	短期方針 (H25~H28) 第7次行政改革	中期方針 (H29~H36) 第8次・第9次行政改革	長期方針 (H37~) 第10次行政改革以降
		6次総後期	7次総前期	7次総後期
庁舎 '73	●耐震性なし	① 駅北公共施設オ-ブ (H26) ② 本庁舎を耐震化する。(目標 IS 値 0.6) ③ 本庁舎建替のための基金を設置する。		
笠原庁舎 '68	●耐震性なし	解体 (H26)		
体育館 (2) 総'85/笠'87	●総合体育館研修棟の耐震性なし ○市内に2つの体育館がある。	① 総合体育館研修棟の耐震補強工事 ② 長寿命化を図る。		建物が更新の時期を迎えるタイミングで、機能の統合を検討する。
図書館 (3) 子'88/学'96/笠'84	○市内に3つの図書館がある。	各館(本館、分館及び子ども情報センター)の役割、設置数、統合等の観点・可能性から今後の設置方針をまとめる。		
消防署 (3) 本'84/北'71/笠'79	—	耐震基準に適合しており継続的に使用可能。長寿命化を図る。		
文化的施設	文化会館 '81	○ホール機能が笠原中央公民館と重複	新耐震基準に適合しており継続的に使用可能。長寿命化を図る。	建物が更新の時期を迎えるタイミングで、広域化を含めた施設のあり方を検討する。
	笠原中央公民館 (アザレアホール) '84	○ホール機能が文化会館と重複	舞台吊物・照明の設備更新は行わず、機能縮小。※講演、舞台上の練習等に利用。(H28.4~)	
	産業文化センター '92	—	大ホールについては利用の半数程度が市役所の利用であるため、駅北公共施設オ-ブ後の利用状況によって検討 (H27以降)	長寿命化を図るとともに、新たな活用法等を検討する。
	土岐川観察館 '09	—	新耐震基準に適合しており、継続的に使用可能。長寿命化を図る。	
	学習館 '96	—	新耐震基準に適合しており、継続的に使用可能。長寿命化を図る。	
	三の倉市民の里 (地球村) '89	●木造の建物が間もなく耐用年数を経過	継続して利用。安全性を考慮し、老朽化の進行した躯体は随時解体を進める。	建物が更新の時期を迎えるタイミングで、施設の廃止を含めた機能のあり方を検討する。
	文化財保護センター '92	—	新耐震基準に適合しており、継続的に使用可能。長寿命化を図る。	
	笠原消防会館 '79	○隣接する笠原中央公民館と機能が重複	2・3階の貸館機能を廃止する。機能廃止後は、消防機関の行政財産として利用。(H25末)	
美濃焼ミュージアム '88	H24.4.1 供用開始	新耐震基準に適合しており、継続的に使用可能。長寿命化を図る。		
研究施設・教育	陶磁器意匠研究所 '67	—	継続的に使用。延命化・長寿命化を図る。(棟ごとに判断)	
	児童等適応指導教室(さわらび学級) '67	●耐震診断未実施	施設の老朽化が進んでいることから、建物のあり方について検討し、移転等の方針及び時期を決定する。	
福祉施設	総合福祉センター '88	—	新耐震基準に適合しており、継続的に使用可能。長寿命化を図る。	
	高齢者能力開発研修センター '96	—	行革期間中に廃止(第7次行革事務事業見直し)	
	サンホーム滝呂 '96	—	新耐震基準に適合しており、継続的に使用可能。長寿命化を図る。	
	ふれあいセンター姫 '97	—	新耐震基準に適合しており、継続的に使用可能。長寿命化を図る。	
	笠原福祉センター '92	—	新耐震基準に適合しており、継続的に使用可能。長寿命化を図る。	
	発達支援センターなかよし/ひまわり '69	●なかよしに耐震診断未実施の建物を含む。 ●ひまわりの耐震性なし・一部耐用年数経過	発達支援センターの今後の整備方針をまとめる。	
根本交流センター	H25 供用開始			
公民館 (9) 養'90/精'94/小'93 市'81/南'91/旭'78 脇'91/笠'84/根	●旭ヶ丘公民館の耐震性なし ○笠原中央公民館ホール機能が文化会館と重複	① 笠原中央公民館の大ホールについては、設備更新の費用をかけないこととし、機能を縮小して利用する。 ② 公民館・児童館・地区事務所は単独での建替えは行わない。 ③ 公民館、地区事務所、児童館、その他福祉施設等について集約化した地域拠点施設のあり方をまとめる。	旭ヶ丘公民館の耐震補強工事	
児童館 (13) 坂'65/本'70/共'82/中'69 大'69/太'88/市'93/滝'96 南'97/旭'90/脇'94/笠'81	●坂上児童館、本土児童館、大原児童館の耐震性なし		坂上児童館、本土児童館、大原児童館の耐震化工事を実施。	
地区事務所 (11) 駅'95/共'70/小'93/市'80 南'97/旭'79/脇'91 笠'68/根/(池'88/滝'83)	●旭ヶ丘事務所耐震診断未実施		新制度導入の状況によって、地区事務所の配置について検討を行う。	
保育園 (10) / 幼稚園 (6) 双保'93/美保'70/共保'75 小保'84/池保'03/北保'73 市保'76/滝保'71/旭保'74 笠保'82/養幼'72/愛幼'58 精幼'70/昭幼'72/明幼'77 笠幼'78	●美坂保育園、北野保育園、市之倉保育園で法定耐用年数経過。 ●滝呂保育園、旭ヶ丘保育園で耐用年数を経過、耐震性なし ●笠原保育園の耐震性なし	① 「子ども園化・指定管理者制度・統合・民間譲渡」といった市立幼稚園・保育園の設置・運営のあり方を検討し方針をまとめる。 ② ①の検討に基づき各園の整備方針をまとめる。 ③ 滝呂・美坂統合保育園開所 (H28) ④ 養正・笠原、愛児・精華・昭和、明和幼稚園、笠原・共栄・旭ヶ丘保育園の耐震補強	愛児・精華統合幼稚園開所	
小学校 (13) / 中学校 (8) 養'63/精'71/共'68/昭'64 小'70/池'12/市'85/滝'06 南'67/根'75/北'80/脇'87 笠小'65/多中'01/陶中'99 平中'93/南中'83/小中'74 南姫'88/北陵'79/笠中'76	●養正・共栄・昭和・北栄小学校、北陵中学校の耐震補強工事が未済	① 養正・共栄・昭和・北栄小学校の耐震補強工事 ② 北陵中学校の耐震補強工事	①今後、複式学級*となるような場合には統廃合の検討をする。 ②学校の小規模校化に伴って生じる課題とその解決策を研究する。 ③建替えが必要となった場合は近接施設との複合化を検討する。 *複式学級(公立義務教育小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律)児童又は生徒の数が著しく少ない場合、連続する2つの学年で1学級となる。	
		小学校: 児童数が2つの学年で16人以下の場合(1年生を含む場合は8人以下) 中学校: 生徒数が2つの学年で8人以下の場合		

*耐用年数……総務省が定める「減価償却費の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)において定められている標準的年数。同基準による建物整備に関する法的規制はない。

*延命化……建物の問題のある部分の修繕を行い、利用年数を引き伸ばすこと。

*長寿命化……建物を長期にわたり良好な状態で使用するために、構造躯体の耐久性を確保することに加え、点検・整備の効率化・高度化、コスト縮減施策、新たな設計の考え方等を含む。

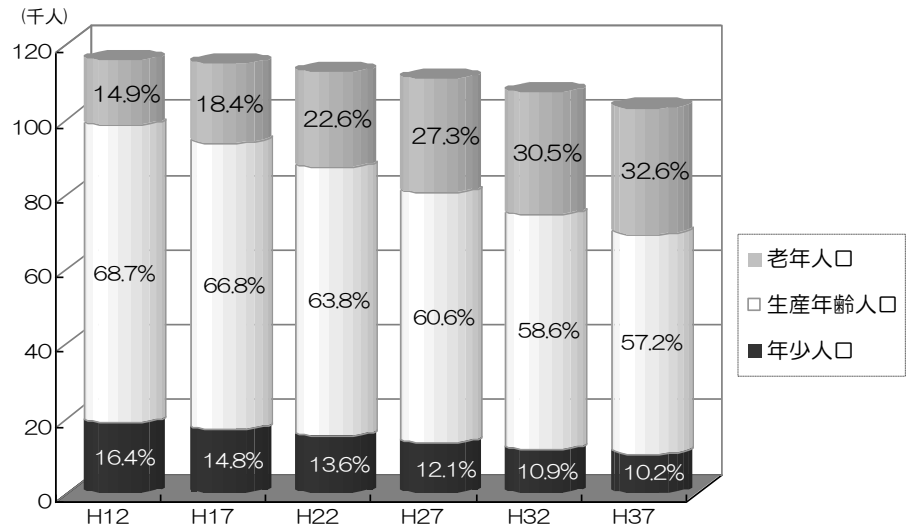
※耐震補強工事の予定については、平成24年度第2回市有施設整備検討委員会に付議された耐震補強工事順位(案)を参照

7 資料編

(1) 行財政運営が置かれている状況

ア 多治見市人口の推移（推計）

全国的な傾向である出生率の低下等から、平成 12 年（115,740 人）をピークに人口減少に転じ、この傾向が今後も続いていくと予測しています。

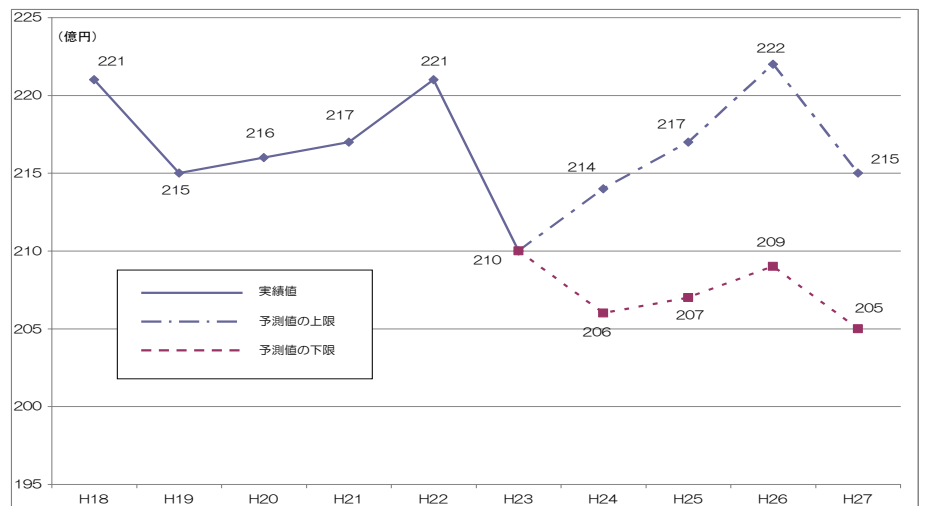


- ※1 平成 17 年度までは、旧笠原町を合算した数値（国勢調査ベース）
- ※2 年少人口は、14 歳以下。生産年齢人口は、15～64 歳。老年人口は、65 歳以上。
- ※3 平成 27 年度以降は、平成 17 年国勢調査をもとにした予測値

（出典：第 6 次多治見市総合計画 [改訂版]）

イ 多治見市税財源等の推移

税財源等の額をおおむね 205 億円から 222 億円まで推移するものと予測しています。これは、合併特例事業債の償還が本格化するため、地方交付税は増額を見込む一方、市税では、生産年齢人口の減少による市民税の減少と平成 27 年度の固定資産税の評価替えが影響すると見込んだこととなります。また、平成 28 年度からは、地方交付税の合併特例債措置の縮小が予定されています。



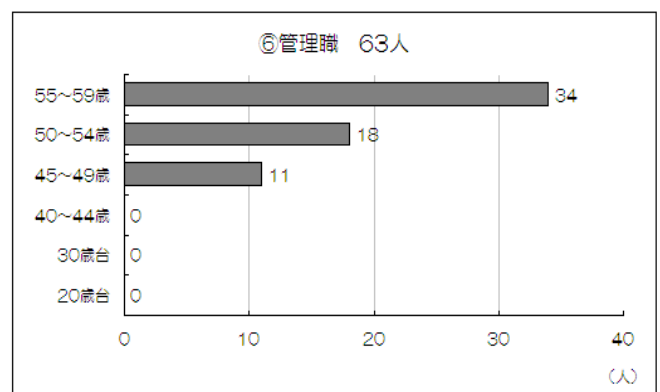
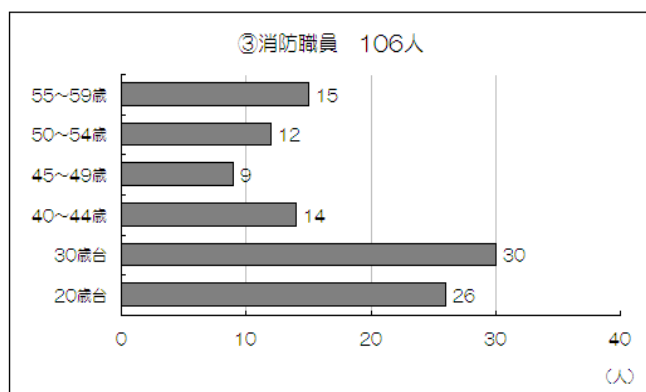
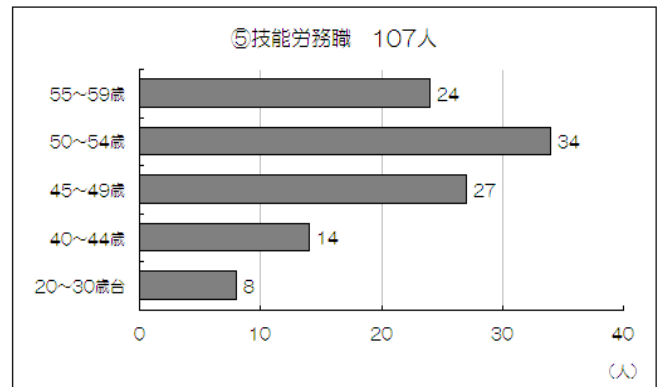
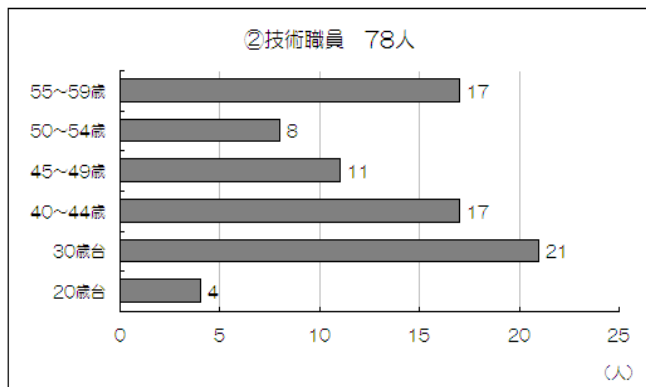
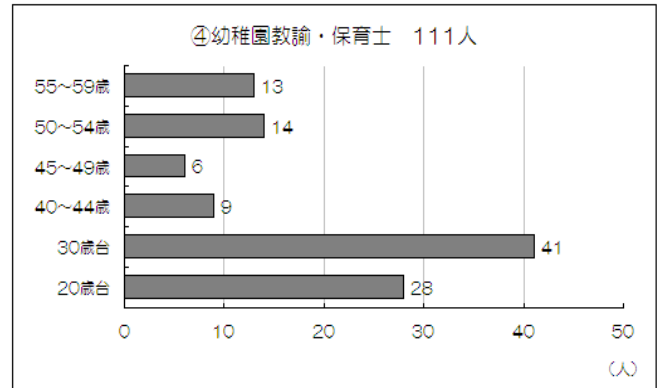
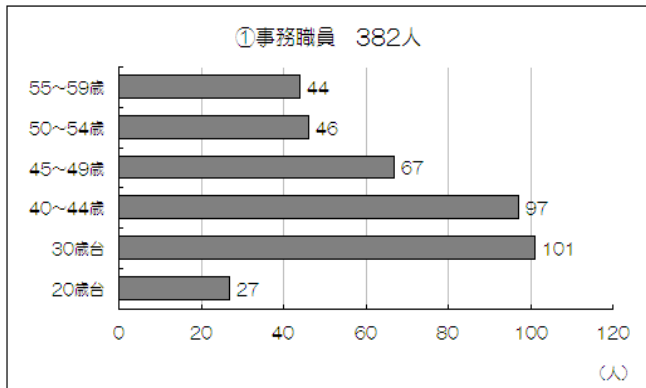
- ※1 税財源等とは、一般財源から繰入金と繰越金を控除した額
- ※2 平成 18 年度から平成 22 年度までは決算の実績値、平成 23 年度は予算額、平成 24 年度以降は予測値
- ※3 予測値の上限、下限は、経済状況や国の制度変更等により、税収が増額すると予測される幅を提示
- ※4 この予測値は、現時点での推計値であり、経済状況や国の制度変更等により、変わることがあります。

（出典：第 6 次多治見市総合計画 [改訂版]）

ウ 本市職員 職種別年齢構成 (H24.4.1)

本大綱期間中に、「本市職員の大量退職」問題を迎えるため、行財政運営の質を低下させないよう次世代職員育成が本質的な課題と捉えています。管理職では、5年以内に約半数が定年退職を迎えます。

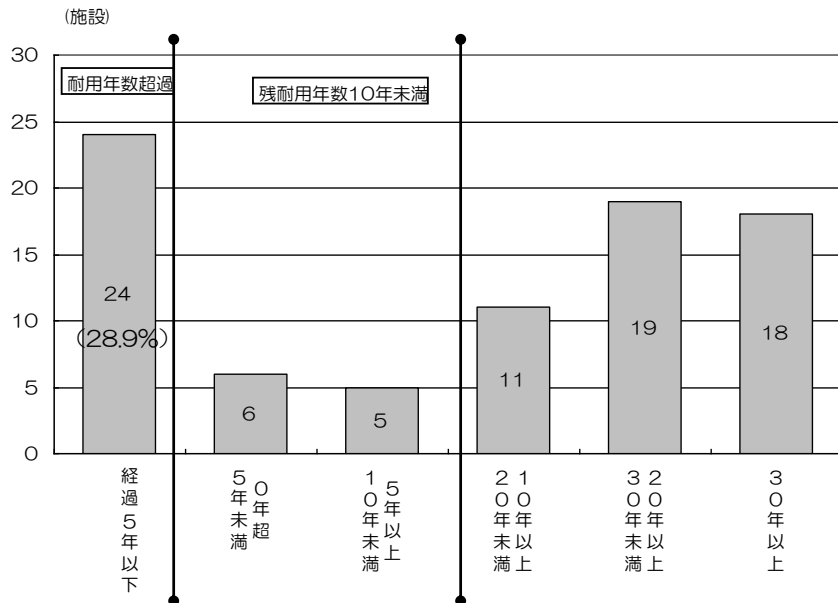
また、技術職員や幼稚園教諭・保育士といった職種は、年齢構成のバランスが良くない状況です。技能労務職については、これまで退職不補充方針をとっておりその結果50歳台の職員が5割超を占めています。



(企画防災課とりまとめ)

エ 市有施設の残存耐用年数別に見た施設数（‘公の施設’ 83 施設）

83 施設を耐用年数により整理すると、3割弱の施設が既に耐用年数を超過しており、今後、施設の大規模修繕や建替えの費用の増加が見込まれます。



（出典：市有施設整備討議課題集）

（2）本市の行政改革のこれまでの取組

ア 第5次行政改革大綱までの取組み

多治見市では国の指針（地方行政改革指針）に基づき、昭和 60 年度に最初の行政改革大綱を策定しました。その後、平成 7 年度に策定した第 2 次行政改革大綱では、「『行政の改革』は、一過性のものではなく、継続して取り組んでいくべきもの」という考え方を盛り込み、施策・事業の「量」を減らすことに焦点をあてた改革としました。この考え方は、平成 10 年度に策定した第 3 次行政改革大綱にも引き継ぎましたが、平成 14 年度策定の第 4 次行政改革大綱では、これに加え、行政の「質」も視野に入れ、行政の質的な転換と向上を図ることも大きな柱としました。平成 18 年度に策定した第 5 次行政改革大綱では、「質の転換」に加え、市が行っている各事業の本来あるべき担い手を「事業仕分け」の手法で分類し事業費を削減する「施策・事業の縮減」にも取り組みました。また、第 3 次定員適正化計画を盛り込み、将来的な職員の減少を見込んで業務形態を見直す契機としました。

イ 第6次行政改革大綱での取組み

（ア） 事務事業の縮減

平成 20 年度に策定した第 6 次行政改革大綱では、第 5 次行政改革大綱までの考え方を引き継ぎながら、総合計画に掲げられた事業も含めた全ての事業を対象に点検する「政策総点検」に取り組みました。

第5次行政改革で終了しなかった項目と平成19年度に行った政策総点検のうち、継続した取り組みが必要な項目を引継ぎ、行政の質的向上と量的縮減に取り組んできました。また、平成20年度に行った政策総点検と各部署からの職場提案を新たに追加し、廃止23事業、縮小35事業、見直し113事業の全171事業のうち、全体の73.01%を完了し、平成20年度当初予算ベースとの比較で平成24年度予算策定時までに約7.4億円を削減しました。

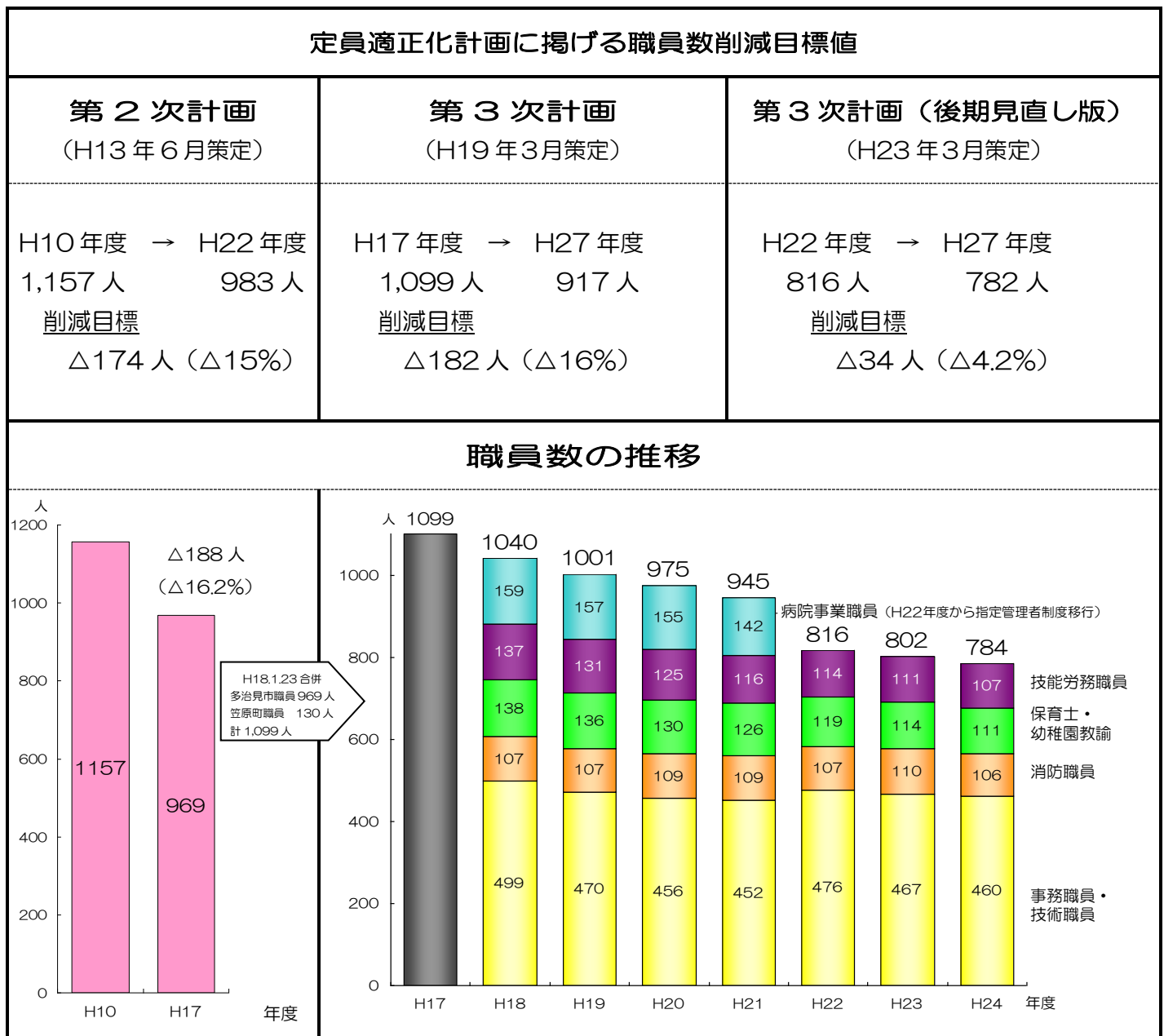
	21年度	22年度	23年度	24年度	合計
事業費削減額（千円）	171,396	232,979	181,657	115,973	736,573

	廃止	縮小	見直し	合計	割合（%）
完了（期待以上）	0	0	6	6	3.68
完了（期待通り）	18	26	69	113	69.33
取組中 （予定より進んでいる）	0	2	1	1	0.61
取組中（予定どおり）	3	5	20	28	17.18
取組中 （予定より遅れている）	2	4	9	15	9.20
対象外	0	0	8	8	
合計	23	35	113	171	100.00

※対象外事業の内容

- ① 検討の結果、工事積算システム契約方法の見直しについて除外したもの(平成21年度)
- ② 下水道事業の公営企業化の延期により水道部の組織再編を除外したもの(平成22年度)
- ③ 債権管理条例の制定により、収納率の目標管理が二重になることを防ぐため、市税、保育料、介護保険料、市営住宅家賃、水道料金、国民健康保険料の収納率の目標管理を行う6事業を行政改革から除外したもの(平成22年度)

(イ) 定員適正化計画と職員数の推移



(ウ) 長期的な視点での市有施設の検討(市有施設総点検)

老朽化した建物の増加、設置目的が時代のニーズに合わなくなっている施設等について、修繕や建替え費用が増加し、市の財政を圧迫する恐れがあることから、第6次行革大綱に掲げられましたが、具体的な削減目標額は定められていません。大綱期間中の主な取組内容は次のとおりです。

① 市有施設整備討議課題集の策定

公民館や学校等、市民が直接利用する83施設を対象に施設の基本データ(建築年、面積、法廷耐用年数、耐震性の有無)等を整理し、地域ごとに整備された同機能の施設については、利用人数等を比較しました。

② 時代のニーズ等を考慮した市有施設のあり方の検討

- ・ 笠原西コミュニティーセンターの廃止
- ・ 高齢者福祉施設の浴場の廃止
- ・ 教職員住宅の廃止

(エ) 市業務への市民等からの意見募集

公共サービスについて、市が行うべきか、民間企業でも可能であるかといった最適な担い手を考える中で、平成 20 年度に意見募集したところ 1 件の提案がありました。

その内容は、公用車管理、市長車、マイクロバス等の運転業務等の一部を民間委託し経費削減、雇用創出等を図るものでした。検討結果としては、時間外・休日対応等が突然生じたり、業務上守秘事項に触れる機会が多いことから上述業務全般を一括して市職員が担うものと結論づけました。

(3) 本大綱の策定体制等

ア 庁内検討

(ア) 検討会（ワーキング）

分野ごとに、担当課の職員を中心とした 9 つのワーキンググループを立ち上げ、新たな行革における取組内容を検討しました。

	検討会名	新設/ 既存	検討内容
1	事務職員人財育成検討会	新設	人財育成策（技術力伝承）、職員任用や事務・技術職場における一般職とそれ以外の職員の役割のあり方
2	技術職員人財育成検討会	新設	
3	技能労務職場検討会	新設	技能労務職場の現状を精査し、市職員が直接行うべき業務か、市職員の役割はどのようなか等、今後のあり方
4	調理場業務体制検討会	新設	3 の検討内容に加え、より具体的な調理場のあり方
5	指定管理者制度担当者検討会	既存	指定管理者制度運用における課題を洗い出し、今後のより有効な制度運用のあり方
6	事務事業見直し検討会	新設	これまでの事務事業のあり方、
7	業務改革検討会	新設	事務手続等の合理化・簡素化、広報戦略、ボランティア・NPO の参加、職員提案内容の精査、駅北公共公益施設開業に向けた市民サービス等
8	市有施設検討会	既存	老朽化の進行に対応するための市有施設の長寿命化、統廃合などの中長期的な方針づくり
9	市有地有効活用検討会	新設	市有地の有効活用法

(イ) 行革推進本部会議・行革推進本部専門部会会議

調整会議・政策会議のメンバーで構成される会議です。本市の政策と大綱(案)の整合性等のチェックを行いました。

	推進本部会議	推進本部 専門部会会議	主な内容
第1回	10月5日(金)	10月4日(木)	① 事務事業見直しについて ② 市有施設の今後のあり方について ③ 検討状況報告
第2回	10月23日(火)	10月18日(木)	検討会中間報告(事務職員人財育成検討会／技術職員人財育成検討会／技能労務職場検討会)
第3回	12月10日(月)	12月6日(木)	① 業務改革検討会の中間報告について ② 指定管理者制度担当者検討会の中間報告について
第4回	1月21日(月)	1月18日(金)	① 各課提案(共通業務簡素化・ゼロ予算事業)について ② 市有地有効活用について
第5回	2月12日(火)	2月7日(木)	① 学校給食調理場整備・体制検討 ② 市有施設の今後のあり方について
第6回	2月25日(月)	2月21日(木)	① 保育園調理体制について ② 行政改革大綱(案)について

イ 市民参加(行政改革懇談会)

有識者2名及び市民9名で構成する「多治見市行政改革懇談会」を計6回開催し、各分野における市の考え方を説明し、ご意見をいただきました。

	日付	主な内容
第1回	8月10日(金)	① 本市のこれまでの行政改革の取組について ② 第7次行政改革大綱を策定する上での課題 ③ 行政改革懇談会の役割
第2回	8月30日(水)	① 事務事業見直しについて ② 本市の現状・課題について(前回の補足説明)
第3回	11月1日(木)	① 平成24年度使用料・手数料等の見直しについて ② 市職員の今後のあり方等について ③ 市有施設の今後のあり方について ④ 事務事業見直しについて(報告)
第4回	12月25日(火)	① 指定管理者担当者検討会からの中間報告 ② 業務改革担当からの中間報告
第5回	1月28日(月)	① 業務簡素化等の取組について～各課提案による実施項目～ ② 市有不動産(土地部門)の有効活用について
第6回	3月1日(金)	① 調理場整備・体制について ② 市有施設の今後のあり方について ③ 行政改革大綱(案)について

行政改革懇談会構成員名簿

	氏 名	所属・役職等
1	伊藤 健	東濃信用金庫とうしん地域活力研究所 所長補佐
2	小栗真一	明和工業株式会社取締役
3	加藤寛二	連合岐阜東濃地域協議会副議長（TYK 労働組合）
4	（会長） 金井利之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
5	川村友美	川村製紐工業株式会社
6	神田草平	公募委員
7	越村勝吉	公募委員
8	坂田 丞	区長会役員（32区区長）
9	田中真由美	税理士（税理士法人アイオン多治見事務所）
10	（副会長） 寺澤朝子	中部大学経営情報学部経営学科教授
11	前西忠夫	公募委員

（氏名五十音順／敬称略／所属・役職等は第1回開催当時のものです）